

## 春休みの「部活動」及び「スポーツ少年団」の活動について (お知らせ)

春休み期間（3月26日～4月5日）について、児童生徒の運動不足やストレスを解消するため、各部活動及びスポーツ少年団（以下団体）ごとに、以下のような取組を実施できるようにすることで、児童生徒の運動機会を確保します。

### 1 活動内容等

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) <b>活動の目的</b> | 児童生徒の運動不足やストレス解消を図るための運動機会の確保   |
| (2) <b>活動回数</b>  | 1団体の活動は、 <u>週3回以内</u>   |
| (3) <b>活動時間</b>  | 1回の活動時間は、 <u>2時間以内</u><br>・部活動については、17時までに終了<br>・スポーツ少年団については、19時までに終了                |
| (4) <b>活動内容</b>  | ストレス解消や運動機会の確保の視点や感染予防の観点等から各団体の競技特性に応じて、活動内容を検討・計画・実施<br>〔注：競技力向上や試合等に向けた練習は認められない。〕 |

### 2 活動の留意点等

- (1) 顧問や指導者は児童生徒の健康状態を把握し、発熱や咳などの風邪症状等があるものは活動に参加させず、自宅等で過ごさせること。
- (2) この期間の他チームとの合同練習や練習試合、大会参加、合宿、遠征は禁止とすること。
- (3) 部活動顧問は活動計画表を作成し、校長の承認の上、保護者へ周知すること。また、少年団の指導者も活動計画表を作成し、校長や保護者に周知すること。
- (4) 手洗い・うがいの励行など感染症対策について、練習の前後はもとより、家庭においても必ず実施するよう指導すること。
- (5) 咳をするなどの行為をきっかけに、「からかい」などのいじめがないように指導すること。

### 3 活動場所と留意事項等

#### 屋内(体育館・教室・市が所管する体育施設など)

- 同時に複数の団体が使用しない。(1団体のみ活動とする。)活動時間は、活動計画に基づき、計画的に実施する。
- 日頃、体育館や特別教室等を使用する部活動についても、可能な限り屋外で実施するなどの工夫をすること。また、教室等では少人数での活動を中心とし、長時間の全体活動は控える。
- 活動中はドアや窓を開けること、こまめな換気[1時間に1回(10分程度)]、近い距離での会話や発声を避けること、休憩時間の手洗いを徹底させる。
- 活動後は、1時間程度時間を空ける。この間は換気や消毒等を行う。特に、児童生徒が手に触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は消毒液を使用して清掃する。
- 更衣室の利用は短時間で済ませ、こまめな換気を徹底する。

#### 屋外(校庭、市が所管する体育施設など)

- 屋外でも、近い距離での会話は避け、休憩時間の手洗いを徹底する。
- 更衣室の利用は短時間で済ませ、こまめな換気を徹底する。

※ 近隣地域等で感染が発生した場合は、この対応は見直しすることがあります。

